

昭和39年2月1日 土曜日 鳥取県公報 (号外) 第9号

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)  
昭和4年4月十五日第3種郵便物登録  
鳥取県公報

# 鳥取県公報

規則	◇規則 職員の職の設置等に関する規則
訓令	◇訓令 職員の任免発令規程
告示	◇告示 農作物共済及び蚕繭共済に係る業務の規模の基準

目 次

- (目的)
- 第一条 この規則は、知事の事務部局の職員（臨時及び非常勤の職員を除く。）の種類及び職の設置について定めることを目的とする。
- (職員の種類)
- 第二条 職員の種類は、事務吏員、技術吏員、事務員、技術員及び技能労務員とする。
- (職員の職)
- 第三条 職員の職は、別表のとおりとする。
- (施行期日)
- この規則は、公布の日から施行する。
  - この規則施行の際現に改正前の職員の職の設置に関する規則第三条第二項に規定する職にある吏員については、なお従前の例による。
- (経過規定)
- この規則施行の際現に改正前の職員の職の設置に関する規則第三条第二項に規定する職にある吏員については、なお従前の例による。

鳥取県規則第六号

職員の職の設置等に関する規則

県規則第七十六号の全部を改正する。

昭和三十九年二月一日

鳥取県知事 石破

二朗

別表

一 事務吏員又は技術吏員をもつて充てる職

00425

昭和39年2月1日 土曜日 鳥取県公報(号外) 第9号

(第3種郵便  
物 記号)

3 昭和39年2月1日 土曜日 鳥取県公報(号外) 第9号

部長・次長・所長・課長・局長・主査・室長・行政  
考査員・農業構造改善員・検査専門員・院長・館長・  
場長・課長補佐・局長補佐・副行政考査員・副検査  
専門員・係長・行政考査員補・行政連絡員・主任・  
身体障害者福祉司・精神薄弱者福祉司・児童福祉司・  
企業診断員・商務員・検査専門員補・統計主事・社  
会福祉主事・教護・環境衛生指導員・医療監視員・  
薬事監視員・毒物劇物監視員・麻薬取締員・企業診  
断員補・保安管理員・肥料検査吏員・漁業監督吏員・  
水産資源保護指導吏員・小作主事・建築主事・道路  
監理員・河川管理員・砂防管理員・公営住宅監理員  
事務員をもつて充てる職  
主計員・久松閣管理者・査察指導員・主事・出納員・  
分任出納員・物品出納員・分任物品出納員・物品取  
扱主任・心理判定員・講師・防疫監吏  
三 技術吏員をもつて充てる職  
病院長・副病院長・技術調整員・医長・薬剤長・分  
事務吏員をもつて充てる職  
事務長・園長・寮長・校長・総括主計員・事務次長・  
主計員・久松閣管理者・査察指導員・主事・出納員・  
分任出納員・物品出納員・分任物品出納員・物品取  
扱主任・心理判定員・講師・防疫監吏  
四 技術吏員又は事務員をもつて充てる職  
児童指導員・教母・保母  
五 技術吏員又は技術員をもつて充てる職  
職業指導員・機能回復訓練員・看護婦・保健婦・助  
産婦・栄養士・歯科衛生士・歯科技工士・農業改良  
普及員・生活改良普及員・木炭検査員・機関士・航  
海士・通信士・營農指導員  
六 事務員をもつて充てる職

時的任用職員を除く。)の任免に係る発令の方法、発  
令の形式その他の発令に関する事項を定めることを目  
的とする。

(任免の発令の方法)

第二条 職員の任免の発令は、第一号様式による辞令書  
を職員に交付して行なう。ただし、行政組織の変更に  
よる配置換又は職名変更の発令については内訓甲をも  
つて、昇給又は昇格の発令については第二号様式によ  
る昇給(昇格)通知書をもつてこれにかえることができる。  
(任免の発令の形式)

(人事異動通知書の送付)

第三条 職員の任免の発令の形式は、別表のとおりとする。  
これは、第三号様式による人事異動通知書を関係機関の  
長に送付しなければならない。

第一条 この訓令は、職員(雇用期間が十六日未満の臨  
時職員の任免発令規程を次のように定める。  
昭和三十九年二月一日  
鳥取県知事 石破二朗  
職員の任免発令規程

(目的)

この訓令は、昭和三十九年二月一日から施行する。

場長・科長・特別研究員・副医長・総婦長・婦長・  
農業専門技術員・生活改良専門技術員・地区主任林  
業改良指導員・船長・機械技師・電気技師・研究員・  
衛生技師・醫師・歯科医師・薬剤師・レントゲン技  
師・理療師・食品衛生監視員・と畜検査員・狂犬病  
予防員・栄養指導員・防疫技師・商工技師・農林技  
師・農業改良研究員・地方種畜検査委員・家畜防疫  
員・教婦・林業専門技術員・林業改良指導員・森林  
害虫防除員・水産技師・機関長・土木技師・建築技  
師

00428

(第3種郵便)

5. 昭和39年2月1日 土曜日 鳥取県公報(号外) 第9号 (物 認 司)

の職を命ずる場合)

鳥取県……に任命する

……職……等級に決定する  
……号給を給する

……を命ずる

4. 配置換(昇任及び降任以外の方法で所属部課所の変更を命ずる場合)

(1) ……勤務を命ずる (……を命ずる)

5. 転任(任命権者を異にする他の部局から転入させる場合)

鳥取県……に任命する  
……職……等級に決定する  
……号給を給する  
……勤務を命ずる  
……を命ずる

6. 出向(任命権者を異にする他の部局へ転出させる場合)

鳥取県……へ出向を命ずる

7. 転職(昇任及び降任以外の方法で異種と認められる職員の種類又は職を命ずる場合)

鳥取県……に任命する  
……職……等級に決定する  
……号給を給する  
……を命ずる

○吏員を吏員以外の職員に任命する場合に限る。

○給料表の等級を異動させない場合は、「……職……等級……号給を給する」とする。

○辞令書等の所属部課所欄に記載する。

(1) 関係部課所の発令を要しない場合(例えば○○課長から××課長へ配置換えの場合)に辞令書等の職欄に職名を記載する。

○辞令書等のその他欄に記載する。

○職員の種類を異動させる場合に限る。

○給料表を異にして異動させる場合に限る。

## 別表

職員の任免の発令の形式

第一／一般職の職員(臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。)の場合

1 採用(現に職員でない者を職員の職(以下「職」という。)に任用する場合)

(1) 鳥取県……に任命する

……職……等級に決定する  
……号給を給する……勤務を命ずる  
(2) ……を命ずる

2 昇任(現に有する職より上位の職を命ずる場合)

鳥取県……吏員に任命する

……職……等級に決定する  
……号給を給する……勤務を命ずる  
……を命ずる

3 降任(現に有する職より下位

○辞令書及び人事異動通知書(以下「辞令書等」という。)の種類欄に記載する。

(1) 吏員の場合には事務吏員及び技術吏員の別とし、その他の職員の場合には事務員、技術員及び技能労務員の別とする。

○辞令書等の給料欄に記載する。

○辞令書等の所属部課所欄に記載する。

○辞令書等の職欄に記載する。

(2) 職名とする。

○吏員以外の職員を吏員に任命する場合に限る。

○給料表の等級を異動させない場合は、「……職……等級……号給を給する」とする。

○所属部課所を変更する場合に限る。

- ……兼務を解く  
鳥取県……の併任を解く  
……事務取扱を解く
- 14 辞職 (職員の意思によつて退職させる場合)  
辞職を承認する
- 15 免職 (地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第1項の規定により職員の意に反して免職する場合)  
地方公務員法第28条第1項第…号の規定たまゝ免職する
- 16 休職 (地方公務員法第28条第2項の規定により休職を命ずる場合)  
地方公務員法第28条第2項第…号の規定により…年…月…日まで休職を命ずる  
給与は職員の給与に関する条例第12条の2第…号の規定により支給する。
- 17 休職期間更新 (休職の期間を更新する場合)  
休職の期間を…年…月…日まで更新する
- 18 復職 (休職中の職員を職務に復帰させる場合)  
復職を命ずる
- 19 戒告 (地方公務員法第29条第1項の規定により懲戒処分として戒告する場合)  
地方公務員法第29条第1項第…号の規定により戒告する
- 20 減給 (地方公務員法第29条第1項の規定により懲戒処分と

- 兼務解除の場合  
○併任解除の場合  
○事務取扱解除の場合
- 辞令書等の種類欄に記載する。
- 辞令書等の種類欄に記載する。
- 辞令書等の職欄に記載する。
- 辞令書等のその他欄に記載する。
- 辞令書等のその他欄に記載する。
- 辞令書等の職欄に記載する。
- 辞令書等のその他欄に記載する。

- 8 職名変更 (昇任及び降任以外の方法で同種と認められる職員の種類又は職を命ずる場合)  
鳥取県……に任命する  
……を命ずる
- 9 兼職 (現に有する職を保有させたまま、他の職を命ずる場合)  
鳥取県……に兼ねて任命する  
……を兼ねて命ずる
- 10 兼務 (現所属部課所に勤務を命じたまま、他の所属部課所に勤務を命ずる場合)  
……兼務を命ずる
- 11 併任 (任命権者を異にする他の部局に所属する者をそのまま、職員として任用する場合)  
鳥取県……にあわせて任命する  
……勤務をあわせて命ずる  
……をあわせて命ずる
- 12 事務取扱 (職を兼ねさせることなしに他の職務の権限の代行を命ずる場合)  
……により…年…月…日まで  
……事務取扱を命ずる
- 13 兼職解除、兼務解除、併任解除及び事務取扱解除(兼職兼務、併任及び事務取扱期間の満了前に事務取扱をそれぞれ解く場合)  
……の兼職を解く

- 職員の種類を異動させる場合に限る。
- 職員の種類を兼ねさせる場合に限る。
- 辞令書等の身分欄に記載する。  
○辞令書等の職欄に記載する。
- 辞令書等の所属部課所欄に記載する。
- 辞令書等のその他欄に記載する。  
○事務取扱期間を定めない場合には「……事務取扱を命ずる」とする。
- 兼職解除の場合

昭和39年2月1日 土曜日 鳥取県公報(号外) 第9号 (第3種郵便)

(イ) .....へ研修生として…年…月…  
日まで派遣する

27 研修解除 (研修期間満了前に  
おいて研修を解く場合)  
研修派遣を解く

28 昇給 (同一の職務の等級のう  
ちで号給又は給料月額を上位の  
号給又は給料月額にする場合)  
……職……等級……号給を給す  
る

29 昇格 (職務の等級を現に属す  
る職務の等級より昇任によるこ  
となく1等級上位の職務の等級  
に変更する場合)  
……職……等級に決定する  
……号給を給する

30 専従休暇 (職員団体の業務に  
もつぱら従事する職員に関する  
条例(昭和26年2月鳥取県条  
例第6号)第2条の規定により  
休暇を与える場合)

職員団体の業務にもつぱら従事  
する職員に関する条例第2条の  
規定により…年…月…日まで専  
従休暇を承認する

31 専従休暇解除 (専従休暇の期  
間満了前に専従休暇を解く場  
合)

専従休暇を解く

第二 臨時的任用職員及び一般職の  
非常勤職員の場合

1 採用

昭和39年2月1日 土曜日 鳥取県公報(号外) 第9号 (第3種郵便)

8

して減給する場合)  
地方公務員法第29条第1項第  
…号の規定により給料の…を  
…年…月…日まで減ずる

21 停職 (地方公務員法第29条  
第1項の規定により懲戒処分と  
して停職する場合)  
地方公務員法第29条第1項第  
…号の規定により…年…月…日  
まで停職する

22 懲戒免職 (地方公務員法第2  
9条第1項の規定により懲戒処  
分として免職する場合)  
地方公務員法第29条第1項第  
…号の規定により懲戒免職する

23 派遣 (地方自治法(昭和22  
年法律第67号)第252条の  
17の規定により派遣する場  
合)  
地方自治法第252条の17の  
規定により…へ…年…月…日  
まで派遣する

24 派遣期間更新 (派遣の期間を  
更新する場合)  
派遣の期間を…年…月…日まで  
更新する

25 派遣解除 (派遣期間の満了前  
に派遣を解く場合)  
(イ) …派遣を解く

26 研修 (国の機関等の行なうお  
おむね1箇月以上の研修に参加  
させる場合)

○辞令書等のその他欄に記載する。  
(イ) 減ずる割合とする。

○辞令書等のその他欄に記載する。

○辞令書等の種類欄に記載する。

○辞令書等のその他欄に記載する。  
(イ) 派遣先とする。

○辞令書等のその他欄に記載する。

○辞令書等のその他欄に記載する。  
(イ) 派遣先とする。

11 昭和39年2月1日 土曜日 鳥取県公報(号外) 第9号 (第3種郵便)

- 類) ……円を給する  
任期は…年…月…日までとする
- 2 辞職  
辞職を承認する
- 3 解任 (職員の意思によらない  
で特別職の職員の職を解く場  
合)
  - (1) ……を解く

(1) 職名とする。

昭和39年2月1日 土曜日 鳥取県公報(号外) 第9号 (第3種郵便)

10

- (1) (2)  
……職員 (……) に任命する

日給(月手当) …… 円を給する  
……勤務を命ずる

任期は…年…月…日までとし任  
期満了後は自動的には更新しな  
い

- 2 期間更新 (臨時の任用職員の  
任用期間を更新する場合)

…年…月…日まで任用期間を更  
新する

- 3 辞職

辞職を承認する

- 4 給与改定 (給与の額を変更す  
る場合)

日給(月手当) …… 円を給する

- 5 その他

### 第三 特別職の場合

- 1 任命 (特別職の職員の職を命  
ずる場合)

- (1) ……に任命する  
報酬月額 (報酬日額) (給料月

○辞令書等の種類(職)欄に記載す  
る。

(1) 臨時的任用及び非常勤の別とす  
る。

(2) 職名又は職種名とする。

○辞令書等の給料欄に記載する。  
○辞令書等の所属部課所欄に記載す  
る。

○辞令書等の任用期限その他の勤務  
条件欄に記載する。

○非常勤職員の場合には「任用期限  
は…年…月…日までとし1箇月の  
勤務日数は20日以内(又は、1  
週間の勤務時間は33時間以内)  
とする」とする。

○辞令書等の任用期限その他の勤務  
条件欄に記載する。

○辞令書等の種類(職)欄に記載す  
る。

○辞令書等の給料欄に記載する。

○配置換及び懲戒処分については第  
一の例による。

○常勤の場合には「……(常勤)に  
任命する」とする。

(1) 職名とする。

00436

13 昭和39年2月1日 土曜日 鳥取県公報(号外) 第9号 (第3種郵便  
物 記 司)

(回) 臨時の任用職員及び一般職の非常勤職員用

辞 告 書

氏名		
異動種目		
現		異動内容
	種類 (職)	
	給料	
	所属部課所	
	任用期限	
	その他の 勤務条件	
	その他	

年 月 日

任命権者

鳥取県知事 ○ ○ ○ ○

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格B5とする。

00435

昭和39年2月1日 土曜日 鳥取県公報(号外) 第9号 (第3種郵便  
物 記 司) 12

第1号様式

(イ) 一般職の職員(臨時の任用職員及び非常勤職員を除く。)用

辞 告 書

氏名		
異動種目		
現		異動内容
	種類 (職)	
	給料	
	所属部課所	
	職	
	その他	

年 月 日

任命権者

鳥取県知事 ○ ○ ○ ○

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格B5とする。

00438

15 昭和39年2月1日 土曜日 鳥取県公報(号外) 第9号 (第3種郵便)

第2号様式

## 昇給(昇格)通知書

所 属	発令日付	年 月 日		
職名 氏名	発令事項 給料表名 等級 号給	異動種目	摘要	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				

省 略

19							
20							

上記のとおり発令したので通知する。

年 月 日

任命権者

鳥取県知事 ○ ○ ○ ○

合 帳 手 入							
履歴書	給与	共原	互原	給与			照合
	与下	済票	助会票	与簿			

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格B5とする。

00437

昭和39年2月1日 土曜日 鳥取県公報(号外) 第9号 (第3種郵便) 14

(イ) 特別職の職員用

氏 名	(現 職)
異動種目	

異動内容

年 月 日
任命権者

鳥取県知事 ○ ○ ○ ○

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格B5とする。

00100

00440

17 昭和39年2月1日 土曜日 鳥取県公報(号外)第9号 (第3種郵便物認可)

00100

00439

昭和39年2月1日 土曜日 鳥取県公報(号外)第9号 (第3種郵便物認可) 16

(ア) 臨時の任用職員及び一般職の非常勤職員用

### 人事異動通知書

氏名		
異動種目		
現 異動内容		
種類 (職)		
給料		
所属部課所		
任用期限 その他の 勤務条件		
その他		

上記のとおり発令されたので通知する。

年 月 日

鳥取県総務部長

(支弁費目)

合 帳 手 入		照 合	
履歴書	い名 は簿	給与簿	

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格B5とする。

### 第3号様式

(ア) 一般職の職員(臨時の任用職員及び非常勤職員を除く。)用

### 人事異動通知書

氏名		
異動種目		
現 異動内容		
種類 (職)		
給料		
所属部課所		
職		
その他		

上記のとおり発令されたので通知する。

年 月 日

鳥取県総務部長

(支弁費目)

合 帳 手 入		照 合	
履歴書	給与簿	共原 清票	互原 助会票

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格B5とする。

00442

00440

00441

告 示

鳥取県告示第四十二号

農業灾害補償法(昭和二十二年法律第二百八十五号)第

十六条第一項ただし書の規定に基づき、農作物共済及び蚕繭共済に係る業務の規模の基準を次のとおり定めたので、農業灾害補償法施行令(昭和二十二年政令第二百九十九号)第一条の四第三項の規定により告示する。

昭和三十九年二月一日

鳥取県知事 石破二朗

共済目的 農務の規模の基準

水稲	耕作面積 耕耘立量
陸稻	二反歩
麦	一反歩
夏秋蚕繭	〇、五箱

(ハ) 特別職の職員用

人 事 異 動 通 知 書

氏名	(現職)
異動種目	

異動内 容

上記のとおり発令されたので通知する。

年 月 日

鳥取県総務部長

(支弁費目)

履歴書	委台員帳	給与簿	台帳	手入	照合

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格B5とする。